

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
ボイラー洗缶整備役務	FS-Z210013		
	作成	令和 5年 4月 1日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	富士学校管理部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地において実施するボイラー洗缶整備役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2及び建築保全共通仕様書 最新版 による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
- 建築保全共通仕様書 令和5年度版

2 点検、整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

本修理は、本仕様書によるほか陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書GLT-CG-Z000001及び陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書GLT-CG-Z500002に基づくほか次の標準仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき実施するものとする。また、仕様書等に記載なき事項で、メーカー仕様による事項は、それに従うものとする。

- a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」
- b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修「建築保全業務報告作成の手引き（最新版）」

2.2 点検、整備品

点検、整備品は、調達要領指定書により指定する。

2.3 作業方式

作業方式については、調達要領指定書により指定する。

2.4 点検項目、内容

点検項目、保守内容については調達要領指定書により指定する。

2.5 役務実施場所

役務実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 実施期間

実施期間については、調達要領指定書により指定する。

3 監督・検査

- a) 請負業者は、作業を実施するに当たり、官側の指示に従うものとする。
- b) 役務が完了した場合は、役務完了届を提出し、検査官の検査を受ける。

4 秘密保全

請負者は、GLT-CG-Z500002の箇条6による秘密保全等の取扱いに万全の注意を払わなければならない。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類については、調達要領指定書により指定する。

5.2 仮設電力及び消耗品等

本役務において使用する電気水道等、工具、清掃道具、消耗品等は、請負業者が準備すること。

5.3 仕様書等に関する疑義

請負業者は、図面、仕様書との内容に相違がある場合や、明示のない場合、又は、疑いを生じた場合は、監督官と協議するものとする。

5.4 その他

- a) 振動発生作業など施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、事前に監督官と十分に協議し実施すること。
- b) 一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓及び実施場所の清掃を実施すると共に当該作業で発生した廃材等の発生材料は、官側と調整し、金属類は官側に調書と共に引継ぐこと。
- c) 請負業者は、現場管理者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。又、役務実施場所においては、常に整理整頓に心がけ、危険箇所の点検を行う等事故防止に努め、官側の指定した場所以外に立ち入らないこと。
- d) 請負業者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに官側に報告するとともにこの責任で現状に復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は契約相手方の負担において行う。
- e) 作業従事者は製造元の資格認定制度に合格したものとし、入札の際資格認定証を提示すること。溶液、冷温水、冷却水の流量と圧力と温度等を調整する際は、製造元の指定する専用のチェッカーを使用すること。
- f) 官側が実施する性能検査までに点検整備について終了するものとする。
- g) 安全管理については、万全を期するものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	/
	調達要求番号	4KS81A50027
	調達要求年月日	令和 6年 4月24日
	作成部課	富士学校管理部 営繕課
	作成年月日	令和 6年 4月24日
品名	ボイラー洗缶整備役務	
仕様書番号	FS-Z210013	

指定事項：

2.2 点検、整備品

a) 点検内容

項目	内容等	数量	単位	備考
洗缶整備	1 炉筒煙管式ボイラー洗缶清掃 2 点検、整備に該当する付属品の分解整備 3 安全弁吹き出し試験	1	式	

b) 整備品仕様

名称	仕様	備考
1号缶ボイラー	平成 8年製、電熱面積 147.8㎡	株式会社タクマ製 RE-120F II
2号缶ボイラー	平成 8年製、電熱面積 147.8㎡	株式会社タクマ製 RE-120F II
3号缶ボイラー	平成17年製、電熱面積 92.9㎡	株式会社タクマ製 RE-80F II

2.3 作業方式

項目	仕様	対象施設
1 洗缶清掃	燃焼室内及び煙管のスケール除去、清掃	1、2号缶
	水部スケール除去、清掃	1、2号缶
2 分解整備	水面計、安全制御弁、ブローバルブ、主蒸気弁	1、2号缶
	安全弁	1、2、3号缶
3 安全弁吹き出し試験	安全弁吹き出し試験	1、2、3号缶
4 性能検査	上期：令和6年6月28日	2号缶
	下期：令和6年9月2日	1号缶

2.4

2.5 点検項目、内容

項目	点検及び保守内容
1 基礎、固定部	① 亀裂、沈下等の有無を確認する。
2 外観の状況	② ボルトの緩みの有無を点検する。
(1) 本体	腐食、損傷等の有無を点検する。
(2) 保温材	脱落、損傷等の有無を点検する。
(3) 管台及び付属品取付け部	① 蒸気漏れ及び水漏れ、ボルトの緩みの有無を点検する。
3 内部の状況	② 曲がり損傷等の有無を点検する。
(1) 蒸気又は水側部	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無を点検する。
ア 胴、ドラム、鏡板、管寄せ、炉筒及び	② 内面の加熱、変色、変形、割れ、腐食等の有無を点検する。
気水分離機の内部	③ 煙管、管ステー及び鉛管の曲がり、変形等の有無を点検する。
イ ドラム内設置（給水内管等）	④ 水管及び降水管の取付け部の詰まり、割れ等の有無を点検する。
ウ マンホール、検査穴及び掃除穴	⑤ 管台及び管取付け穴の内部スケール、さびの詰まり及び腐食の有無を点検する。
(2) ガス側部	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無を点検する。
ア 炉筒、火室、管板、ドラム及び管寄せ	② 取外し可能なものは、取外しのうえ清掃する。
イ 煙管、管ステー、煙突管、水管及び	③ 目詰まり及び腐食、損傷等の有無を点検する。
降水管	④ ボルト等の緩み、損傷等の有無を点検する。
ウ 燃焼室、バーナータイル、仕切り壁、	① 開放のうえ、ふた板の内面及びガスケットの当り面を清掃する。
煙室内の耐火材及び断熱材	② 蒸気又は水漏れ及び腐食、損傷等の有無を点検する。
エ 煙室扉、爆発扉、点検口扉及び	③ ボルト等の緩み、損傷等の有無を点検する。
掃除口扉	① すず、未燃物等の付着物の有無を点検する。
オ 煙道及び煙突	② 加熱の異常、漏れ、変形、割れ等の有無を点検する。
	① すず、未燃物等の付着物の有無を点検する。
	② 管壁面の加熱、変色、変形、腐食等の有無を点検する。
	③ 管取付け部の漏れ、詰まり、割れ等の有無を点検する。
	① すず、カーボン等の付着物の有無を点検する。
	② き裂及び脱落の有無を確認する。
	① 開放のうえ内部を清掃する。
	② 扉の腐食、燃損、内張り断熱材及び耐火材の脱落、締付けボルトの燃損等の有無を点検する。
	① 排ガスの漏れ、加熱、変色、腐食、割れ等の有無を点検する。
	② すず、カーボン及び水溜りの有無を点検する。

項目	点検及び保守内容
<p>4 付属品</p> <p>(1) 安全弁、逃がし弁</p> <p>(2) 主蒸気弁、給水止弁、逆止弁及び吹出し弁</p> <p>(3) 水面計</p> <p>(4) 水面計取付け水柱管及び水位検出用連絡管</p> <p>(5) 圧力計、水高計及び温度計</p> <p>(6) 連続ブロー装置</p>	<p>① 分解のうえ清掃する。</p> <p>② 弁及び弁座の破損の有無を点検する。</p> <p>③ 各部分を清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。</p> <p>④ 組立て後、吹出しテストを実施する。</p> <p>① 分解のうえ清掃する。</p> <p>② 弁及び弁座の損傷の有無を点検する。</p> <p>③ 各部分を清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。</p> <p>④ 組立後、吹出しテストを実施する。</p> <p>① 内部を清掃する。</p> <p>② 腐食、詰まり及び蒸気又は水の漏れ有無を点検する。</p> <p>③ 弁及びコックの開閉の良否を点検する。</p> <p>① 内部を清掃する。</p> <p>② 腐食、詰まり及び蒸気又は水漏れの有無を点検する。</p> <p>① 指針が大気圧の下でゼロ点を指示することを点検する。</p> <p>② 損傷等の有無を点検する。</p> <p>③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無を点検する。</p> <p>④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無を点検する。</p> <p>分解及び清掃</p>
<p>5 主バーナー及びパイロットバーナー</p>	<p>① 炎口部を清掃する。</p> <p>② 油ノズル及びカップ又はガスノズルを清掃し、損傷等の有無を点検する。</p> <p>③ エアノズル、燃焼筒、バーナータイル等の焼損、変形、割れ等の有無を点検する。</p> <p>④ 燃料管及び調節弁の損傷、燃焼漏れ及び詰まりの有無を点検する。</p> <p>⑤ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。</p> <p>⑥ 燃焼量調整リンク機構のジョイント及びセットボルトの緩み、磨耗及びセット位置のずれの有無を点検する。</p>
<p>6 自動制御装置</p> <p>(1) 電極式水位検出器</p> <p>(2) フロート式水位検出器</p>	<p>① 電極筒を分解のうえ内部を清掃する。</p> <p>② 電極棒及び保持器の取付け状態及び絶縁の良否並びに蒸気漏れ及び劣化の有無を点検する。</p> <p>③ 連絡配管の詰まり及び腐食等の有無を点検する。</p> <p>④ 連絡配管接続部及び弁の蒸気又は水漏れの有無を点検する。</p> <p>① フロート部を取り出し、フロートチャンバー内部を清掃する。</p> <p>② フロート部のき裂、ベローズの破損、水銀スイッチの損傷等の有無を点検する。</p>

項目	点検及び保守内容
(3) 火災検出器	① 火災検出器を取り外し、検出部の汚れ、燃損、き裂等の有無を点検する。 ② 検出部の装着及び接触の良否を点検する。
(4) 燃料遮断弁	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料低支持に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることを点検する。 ② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」(一社)日本瓦斯協会によりガスの漏れ量が規定値以下であることを点検する。 ③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。
(5) 蒸気圧カススイッチ及び比例圧力調節器	① 導圧管接続口の詰まり及びベローズのき裂の有無を点検する。 ② 導圧管及び接続弁の詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無を点検する。
(6) ばい煙濃度計	① 投光器並びに受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無を点検する。 ② 光軸のずれの有無を点検する。 ③ 投光器及び受光器のページ用ファンの作動の良否を点検する。
(7) 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止、消火することを点検する。

2.5 場所

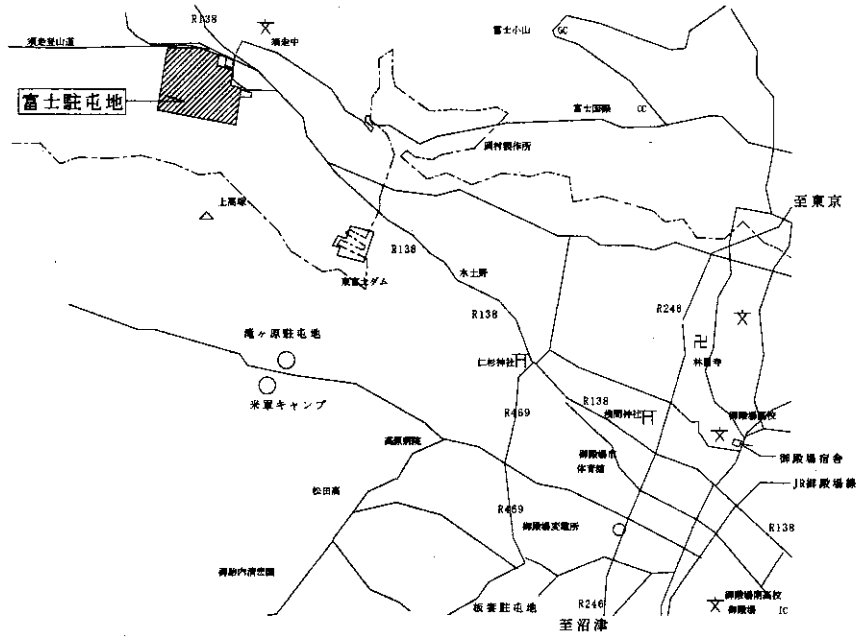
- a) 静岡県駿東郡小山町須走481-27 陸上自衛隊 富士駐屯地内
- b) 細部については別図による。

2.6 実施期間

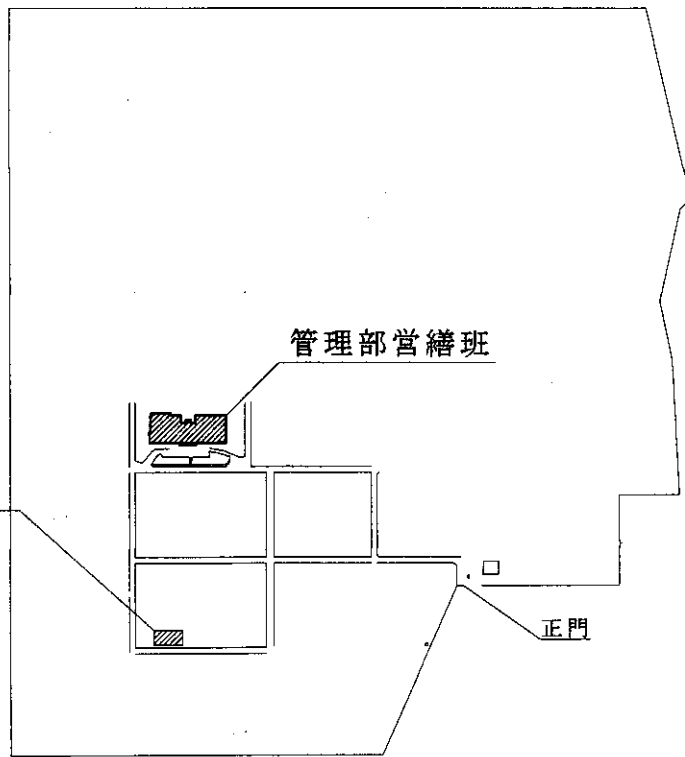
- a) 上期点検 契約締結日 ~ 令和6年6月28日(金)
- b) 下期点検 令和6年8月16日(金) ~ 令和6年9月30日(月)
- c) 本工期は、作業期間中の土曜日、日曜日及び祝日を作業不能日として見込んでいる。
- d) 本役務の作業時間は、(8時30分)~(17時00分)とする。
ただし、これを越える時間については、監督官と協議するものとする。

4 書類提出時期及び提出書類

- a) 契約締結後、監督官と協議して作業工程表を作成し、監督官に提出する。
- b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の建築保全業務報告作成の手引き(最新版)に基づき点検結果報告書を提出すること。
- c) 本役務において作業点検前、点検中、点検後その他監督官の指示する箇所を撮影し、A-4紙に整理して提出すること。
- d) 不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに、見積書を作成して提出すること。
- e) その他提出書類については、監督官が示す様式で作成し提出するものとする(時期別途指示)。



案内図 S = 1 : X



13号ボイラー室

管理部営繕班

正門

案内図 S = 1 : X

陸上自衛隊富士駐屯地